

報告第 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成 18 年 3 月 7 日議決）により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

専決第 2 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成 18 年 3 月 7 日議決）により、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解することについて、専決処分する。

令和 8 年 6 月 15 日

那須烏山市長 川 俣 純 子

1 相手方

市外の法人

2 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 8 年 5 月 7 日
- (2) 事故発生場所 那須烏山市大金 240（那須烏山市役所南那須庁舎敷地内）
- (3) 事故の状況 令和 8 年 5 月 7 日午前 11 時頃、職員が公用車の車検代車を南那須庁舎敷地内の屋根付き車庫において駐車のため後進させたところ、屋根に接触し、損傷させたことにより、レンタカーである当該代車を修理している間、使用することができない期間を相手方に生じさせたものである。

3 損害賠償額

20,000 円

4 和解の内容

- (1) 市の過失割合を 100%とし、市は、相手方に対し、営業補償として 20,000 円に市の過失割合 100%を乗じた 20,000 円を損害賠償金として支払うものとする。
- (2) 市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議及び請求の申立てをしないものとする。